

第9期延岡市介護保険事業計画における
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
開設事業者公募要項

令和7年5月

延 岡 市

1 公募の趣旨

延岡市では、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、安心して暮らし続けられるように、第9期延岡市介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～8年度）に基づき、圏域ごとの整備状況を考慮しながら地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、令和7年度又は令和8年度中に地域密着型サービス事業所を開設する指定予定事業者を選考するために行うものです。

2 公募する地域密着型サービスの種類、公募数、対象圏域

(1) 公募のサービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2) 公募数

1 事業所

(3) 公募する圏域

延岡市内における全ての日常生活圏域

3 開設時期

令和7年度又は令和8年度中に事業所を開設するものとします。

4 人員・設備・運営基準

以下の基準条例をはじめ、関係法令及び関係通知を必ず確認し、それらを遵守した計画を作成してください。なお、基準条例に基づく主な人員・設備基準の概要は別表1のとおりです。

(基準条例)

- 延岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第31号）

別表 1 (人員・設備基準の概要)

人員基準			
職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービス	介護福祉士、 実務者研修修了者、 介護職員初任者研修 修了者、 旧介護職員基礎研修 修了者、 旧訪問介護員 1 級、 旧訪問介護員 2 級	・ サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保
	随時訪問サービス		・ 提供時間を通じて、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員を 1 以上配置するために必要な人員を確保 ・ ただし、定期巡回サービス及び同一敷地内の訪問介護並びに夜間対応型訪問介護の職務に従事することも可能 ・ 18:00～翌 8:00 の時間帯については、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されていれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない
看護職員 (一体型のみ)	看護職員のうち、1 名以上は、常勤の保健師又は看護師	保健師、 看護師、 准看護師	・ 常勤換算で 2.5 以上を確保 ・ 提供時間帯を通じて、1 人以上の看護職員とオンコール体制を確保 ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については実情に応じた適当数を配置（配置なしでも可）
オペレーター	オペレーターのうち、1 名以上は、常勤の看護師又は介護福祉士等とする (★)	・ 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 (★) ・ 利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、訪問介護サービス提供責任者の業務に <u>1 年以上</u> 従事した者を充てることができる (※)	・ 提供時間帯を通じて 1 以上を確保 ・ 原則専従だが、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他職種、同一敷地内の訪問介護、訪問看護、若しくは夜間対応型訪問介護の職務に従事可能 ・ 18:00～翌 8:00 の時間帯については、夜勤職員を加配している場合のみ、施設等が同一敷地内にある場合に当該施設の職員をオペレーターとすることが可能 (※) 介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修 2 級修了者にあつては <u>3 年以上</u>
上記の従業者のうち、1 人以上を計画作成責任者とする		看護師、介護福祉士等 (★) のうち 1 人以上	・ 利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務も可能
管理者			・ 原則常勤専従だが、管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務に従事可能

※ ☐ 一体型にのみ配置が必要となる職種（連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される。）

設備基準	
事務室	・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一事務室であっても差し支えない。なお、区分されていなくても業務に支障がない場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行うための区画が特定されていれば足りる ・利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること
通信機器等	・利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等 ※インターネットを活用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ・利用者に配布するケアコール端末 ※利用者が適切にオペレーターに随時の通報ができる場合は、配布不要
その他	・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備

※運営基準その他詳細に関しては、「延岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「延岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第24号）」等を参照してください。

5 開設に係る補助金等

施設等整備及び施設等開設準備経費の補助予定額は別表2のとおりです。ただし、いずれの補助も宮崎県の補助金を財源として実施するもので、本公募で指定予定事業者として決定された場合であっても、宮崎県の補助金等の交付対象にならなかった場合は、補助対象となりません。そのため、資金計画書には、補助金額は組み込まないようにしてください。

別表2（補助金一覧）

区分	補助単価	対象経費概要
施設等整備	7,000千円以内	施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。） ※土地の買収又は整地に要する費用、外構整備に要する費用などは対象外。
施設等開設準備経費	16,600千円以内	施設等開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料

- (1) 事業者は、本公募への応募とは別に補助金の交付申請等の手続きが必要となります（指定予定事業者には別途案内します）。
- (2) 延岡市の補助金交付決定前に補助対象経費に係る契約締結や工事等の着工をすることはできません。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約等は、一般競争入札に付するなど延岡市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければなりません。
- (4) 補助金を活用される場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に基づき、処分制限期間を経過する前に事業の廃止、譲渡、抵当権の設定等の財産処分を行うことのないようにしてください。処分制限期間を経過する前に、補助財産を処分する場合には、厚生労働大臣等の事前の承認と、原則補助金の返還が必要となります。

6 応募資格

本公募に応募できる事業者は、次の資格を全て満たす事業者に限ります。事後に資格を満たさないことが判明した場合は、応募を無効とします。

- (1) 応募時点で法人格を有すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、第167条の11の規定により、延岡市から一般競争入札参加資格、指名競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人や役員が民事再生法（平成11年法律第225号）や会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に規定する手続き開始の決定を受けていないこと。
- (5) 法人や役員が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 過去3年度に所管庁による運営指導、監査等において重大な指摘を受けていないこと。
- (7) 法人及び法人代表者に国税、市税等の滞納がないこと。

7 応募の無効

応募した法人が次の事項のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、選考の対象から除外するものとします。

- (1) 受付期間内に本要項で定める応募書類の全てが揃わなかった場合
- (2) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 本要項に違反又は逸脱した場合
- (4) 選考委員会委員に対し、直接間接問わず連絡を求め、または接触した場合

8 応募要件

(1) 関係法令等の遵守

事業所の運営に当たっては、以下の関係法令等に定める基準を満たし、介護保険法上の指定事業者として適切な事業運営を行うこと。

介護保険法、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、延岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、延岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則、その他関係法令及び条例等

(2) 開設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の要件

- ① 人員計画については、応募時点では採用予定とすることで確保していないことも可とするが、指定申請までには計画どおりに必ず確保すること。
- ② 地域包括ケア推進の観点から、主として集合住宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームに限る。）以外の地域の要介護者に対し、サービス提供を行うこととし、集合住宅の要介護者にサービス提供する場合は、利用者総数の50%以下とすること。
ただし、ケアマネジャーや住民に対し、十分に周知した上で、なお地域の要介護者からの利用申込みがない場合は、この限りではない。

10 応募手続

本公募へ応募する事業者は、次により応募書類（下記(2)の書類一式）を提出してください。なお、提出書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 受付期間、提出先及び提出方法

受 付 期 間	提出及び問い合わせ先	提出方法
令和7年5月15日（木）から 令和7年8月29日（金）まで （土曜・日曜・祝日は除きます） 午前9時から午後5時まで	延岡市東本小路2番地1 延岡市介護保険課 計画指導係 Tel 0982-22-7069 Fax 0982-26-8227	窓口へ持参 （郵送不可）

※ 提出日・時間を必ず電話で予約の上、事業内容を説明できる方が持参してください。

※ 受付期間を過ぎた場合は、受け付けできません。受付期間終了後の提出書類の修正・追加も、公平性の観点から不可とします（ただし、延岡市からの指示がある場合は除く）。

※ 選考基準及び評価に関する御質問にはお答えできません。

(2) 応募書類一式

番号	提出書類	様式
1	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 公募申請書	様式1
2	添付書類チェックリスト	様式2
3	自己点検シート（人員基準・設備基準）	様式3
4	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 開設趣意書	様式4
5	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業計 画書（兼）重要事項調書	様式5
6	資金計画書	様式6
7	事業収支計画書	様式7
8	法人調書	様式8
9	法人の事業実施状況一覧表	様式9
10	管理者（予定者）の履歴書	様式10
11	現在事項全部証明書（法人登記原本）	申請日前3か月以内に発行されたもの
12	法人の定款	原本証明をすること
13	法人の過去3年間の財務諸表	貸借対照表、損益計算書、資金収支計画書
14	決算値等入力シート	様式11
15	法人の事業報告書（前年度分）	様式自由
16	法人の事業計画書（今年度分）	様式自由
17	法人及び法人代表者の完納（納税）証明書	令和7年5月15日以降証明分 法人及び法人代表者の所在地のもの
18	過去3年間の介護保険指導監査の指摘事項	指導監査の結果通知書及び改善報告書の写し
19	借入金償還計画書	様式12

- ※ 書式が定められている様式については、本市ホームページからダウンロードしたものを使用してください。
- ※ 提出書類は、A4判としてください。
- ※ フラットファイル等を用いて、A4判（縦）の左穴あけ綴りとし、ファイルの表紙及び背表紙に、法人名及び「延岡市指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所公募申請書類」と記載してください。
- ※ 上記提出書類の1から19までの順にて並べ、提出書類ごとにインデックスを付した仕切紙を挟み込んでください。また、各書類にはページ番号を付けてください（仕切紙や白紙面等はページ数に含めないでください。）。
- ※ 1ページあたり2項目以上記載しても構いません。
- ※ 副本添付分の現在事項全部証明書及び完納証明書は、正本添付分のコピーで構いません。
- ※ 副本は正本をそのまま複写したもので構いません（原本証明は不要）。
- ※ 原本証明は次のとおりとします。

この写しは、原本と相違ありません。	
年 月 日	
法人名 ：	○○○○
代表者名：	○○○○
	法人印

(3) 提出部数

8部（正本1部及び副本7部）

1.1 事業者の選考

(1) 審査並びに指定予定事業者の選考方法

提出された応募書類内容を事務局が確認し、必要に応じて追加資料を求め、内容の事前確認や現地確認を行う場合があります。

受付期間終了後、事務局は選考委員会を開催します。選考委員会は、事業者ごとに提出された応募書類内容を別添資料1「延岡市指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設事業者募集選考基準」に基づいて審査・採点を行い、最終的に市長が指定予定事業者を決定します。

ただし、審査・採点の結果、合計得点が総得点の6割未満の場合は指定予定事業者なしとする場合があります。

(2) 選考結果の通知

令和7年10月下旬ごろに、応募された全ての事業者に対して文書で通知する予定にしています。ただし、時期が遅れる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、選考結果に対する異議には応じられません。

(3) 選考後の手続き及び留意点

選考された事業者は、指定予定事業者となります。よって、選考された事業者は、延岡市に対して介護保険法に基づく指定申請を行うことになります。

※ この選考結果は、介護保険法上の指定を確約するものではありません。

(4) スケジュール

- | | |
|---|---------------------------|
| ① 公募要項等の公表 | 令和7年5月15日(木) |
| ② 応募受付期間 | 令和7年5月15日(木)～令和7年8月29日(金) |
| ③ プレゼンテーション及びヒアリング、選考委員会による指定予定事業者の選考 | 令和7年10月中旬 |
| ④ 市長による指定予定事業者の決定 | 令和7年10月下旬 |
| ⑤ 選考結果通知 | 令和7年10月下旬 |
| ⑥ 延岡市への介護保険法に基づく指定申請 | |
| ⑦ 法人所轄庁への定款変更認可申請（社会福祉法人等で、定款変更認可等が必要な場合） | |
| ⑧ 延岡市による申請書類審査 | |
| ⑨ 延岡市による指定後、事業開始 | 令和9年3月末まで |

※ 日程についてはあくまで予定ですので、変更になる場合があります。

12 応募に際しての留意事項

- (1) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、延岡市は責任を負いません。
- (2) 本応募により選考された事業者については、介護保険事業者の指定を確約するものではありません。指定基準や認可基準を充足しない場合は指定できません。

なお、選考決定後、下記の項目に該当することが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。その際発生した一切の損害等について、延岡市は責任を負いません。

- ① 公募申請者等が応募資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 必要な許認可が取得できない場合
 - ③ 事業計画の変更があった場合
 - ④ 重大な不備等があることが判明した場合
 - ⑤ 応募書類における虚偽の記載が判明した場合
 - ⑥ 第9期延岡市介護保険事業計画に大きな影響を及ぼすと判断される場合
- (3) 提出締切日以降の書類の差替えは原則として認めません。ただし、延岡市が必要と判断した場合は、追加資料を求めることや提出書類の修正を求めることがあります。これに伴う相当時間の経過も見込まれるため、このことを踏まえて、提出日及び提出時間を厳守してください。
- (4) 応募にかかる費用は、全て応募事業者の負担とします。
- (5) 応募受付後に辞退する場合は、辞退理由を明記の上、応募辞退届（様式任意。申請書と同一印の押印）を提出してください。なお、選考後の辞退は認めません。
- (6) 選考後又は指定後の権利譲渡は認めません。
- (7) 提出された書類は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所公募事業者選考以外の目的には使用しません。

13 応募に関する質問

公平性の観点から、別添「質問票」による提出のみを受け付けます。電話及び口頭での質問は受け付けません。

- (1) 質問票の受付期間 令和7年5月15日（木）～令和7年8月15日（金）
- (2) 提出方法・提出先 別添質問票に記入の上、Eメールにて提出してください。
延岡市健康福祉部介護保険課宛
Eメール kaigo@city.nobeoka.miyazaki.jp
Eメールのタイトルは、「公募に係る質問」としてください。
- (3) 回答方法 随時、ホームページに公開します。ただし、応募者の提案内容にかかわる事項等については、質問を行った応募者にのみ、Eメール等にて回答することがあります。